

別添

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 1～2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村(指定都市及び中核市を除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。以下同じ。)が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会、<u>社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)</u>等が実施する事業に対し都道府県、指定都市、<u>中核市又は市区町村</u>が補助する事業並びに「厚生労働省所管の法人及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が<u>平成24年4月5日社援発0405第2号</u>厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める社会福祉推進事業評価委員会における評価において採択された法人」(以下「社会福祉推進事業採択法人」という。)が行う社会	別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 1～2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村(指定都市及び中核市を除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。以下同じ。)が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市が補助する事業並びに「厚生労働省所管の法人及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が平成22年10月14日社援発1014第2号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める社会福祉推進事業評価委員会における評価において採択された法人」(以下「社会福祉推進事業採択法人」という。)が行う事業。 (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業

福祉推進事業として以下に掲げるもの。 (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 実施要綱の別添 3 から 1 6 及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成 5 年 5 月 3 1 日発社援第 1 6 4 号厚生事務次官通知。)及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得者世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。 <u>(4)(削除)</u> <u>(4)</u> 中国残留邦人等地域生活支援事業 (略) (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次の (1) から <u>(4)</u> により算出された額の合計額とする。 (略) (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 <u>ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村 (町村については福祉事</u>	実施要綱の別添 3 から 1 6 及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成 5 年 5 月 3 1 日発社援第 1 6 4 号厚生事務次官通知。以下「<u>介護福祉士等修学資金貸付制度要綱</u>」という。)第 2 の (1) に規定する都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業 (以下「<u>介護福祉士等修学資金貸付事業 (都道府県実施分)</u>」という。)及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得者世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。 <u>(4) 介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)</u> <u>介護福祉士等修学資金貸付制度要綱第 2 の (2) に規定する都道府県が適当と認める団体が行う介護福祉士等修学資金貸付事業 (以下「<u>介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)</u>」という。)</u> <u>(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業</u> (略) (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次の (1) から <u>(5)</u> により算出された額の合計額とする。 (略) (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 ア 別表の第 2 欄に定める種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に第 5 欄に定める補助率を乗じる。 ウ イにより算出された額の合計額を交付額とする。
--	---

務所を設置している町村に限る。)が行う事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じる。

(ウ) (イ)により算出された額の合計額を交付額とする。

イ 社会福祉法人、公益法人、NPO法人(以下「社会福祉法人等」という。)が行う実施要綱の別添1の(9)に規定する事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人については寄付金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 生活保護適正実施推進事業
(略)

(3) 地域福祉増進事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(市区町村については、地域福祉等推進特別支援事業のうち、「地域福祉活動等を活性化する事業」を除く。)が行う事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、介護福祉士等修学資金貸付事業については、第3欄に定める基

(2) 生活保護適正実施推進事業
(略)

(3) 地域福祉増進事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(市区町村については、地域福祉等推進特別支援事業のうち、「地域福祉活動等を活性化する事業」を除く。)が行う事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、介護福祉士等修学資金貸付事業(都道府県実施分)については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (略)

イ 社会福祉協議会等が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控

準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (略) イ 社会福祉協議会等(社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、NPO法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ)が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業 (ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (略) ウ (略) エ 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」 (ア) 平成24年4月5日社援発0405第2号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める対象事業に該当する事業ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (略) <u>(4)(削除)</u> <u>(4)</u> 中国残留邦人等地域生活支援事業 (略) (交付額の下限) 5 4で定める算定方法により算出された4の(1)から<u>(3)</u>までの合計額が、次に示す額に満たない場合には、4の(1)から<u>(3)</u>の事業に係る交付の決定は行わないものとする。 (1)～(3) (略) 6 この補助金の概算払については、次のとおりとする。	除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (略) ウ (略) エ 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」 (ア) 平成22年10月14日社援発1014第2号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める対象事業に該当する事業ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (略) <u>(4) 介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)</u> ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 <u>(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業</u> (略) (交付額の下限) 5 4で定める算定方法により算出された4の(1)から<u>(4)</u>までの合計額が、次に示す額に満たない場合には、4の(1)から<u>(4)</u>の事業に係る交付の決定は行わないものとする。 (1)～(3) (略) 6 この補助金の概算払については、次のとおりとする。 (1) 都道府県、指定都市、中核市、市区町村が実施する事業及び市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市、が補助する事業に対して、厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。 (2)(略) (交付の条件)
---	---

(1) 都道府県、指定都市、中核市、市区町村が実施する事業及び市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市、<u>中核市、市区町村</u>が補助する事業に対して、厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。 (2)(略) (交付の条件) 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更 (それぞれの配分額のいずれか低い方の額の 2 0 % 以内の変更を除く。) をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) ~ (3) (略) (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 5 0 万円以上 (地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」の場合は単価 3 0 万円以上) の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。 (5) ~ (8) (略) (9) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業を中止又は廃止した場合には、厚生労働大臣の定めるところにより返還金の 2 分の 1 に相当する金額を国庫に返還させることがある。 (10) ~ (13) (略) <u>(14) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村 (町村については福祉事務</u>	7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更 (それぞれの配分額のいずれか低い方の額の 2 0 % 以内の変更を除く。) をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 <u>ただし、介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分) については、事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。</u> (2) ~ (3) (略) (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 5 0 万円以上 (地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」の場合は単価 3 0 万円以上) の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。 (5) ~ (8) (略) (9) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業 (<u>都道府県実施分</u>) を中止又は廃止した場合には、厚生労働大臣の定めるところにより返還金の 2 分の 1 に相当する金額を国庫に返還させることがある。 (10) ~ (13) (略)
---	--

所を設置している町村に限る。)は、自立支援プログラム策定実施推進事業のうち社会福祉法人等が行う居宅生活移行支援事業について間接補助金を交付する場合には、社会福祉法人等に対し、(1) から (6) 及び (8) に掲げる条件並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において、(1) から (3)、(5) 及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、市区町村長」と、(4) 中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」又は「市区町村長の」と、「50 万円」とあるのは「30 万円」と読み替えるものとする。

(15) (略)

(16) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、地域福祉増進事業のうち社会福祉協議会等が行う事業について間接補助金を交付する場合には、社会福祉協議会等に対し、(1) から (3)、(6) 及び (8) に掲げる条文並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において、(1) から (3) 及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長」と読み替えるものとする。

(17) 都道府県又は指定都市は、生活福祉資金貸付事業について間接補助

(14) (略)

(15) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、地域福祉増進事業のうち社会福祉協議会等が行う事業について間接補助金を交付する場合には、社会福祉協議会等に対し、(1) から (3)、(6) 及び (8) に掲げる条文並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において、(1) から (3) 及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長」と読み替えるものとする。

(16) 都道府県又は指定都市は、生活福祉資金貸付事業について間接補助金を交付する場合には、都道府県社会福祉協議会に対し、(1) から (6)、(8)、(11) 及び (12) に掲げる条件並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業終了後 5 年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において、(1) から (3)、(5)、(8)、(11) 及び (12) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「都道府県」又は、「指定都市」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と、(4) 中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」と読み替えるものとする。

金を交付する場合には、都道府県社会福祉協議会に対し、(1)から(6) (8) (11) 及び(12)に掲げる条件並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において、(1)から(3) (5) (8) (11) 及び(12)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「都道府県」又は「指定都市」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と、(4)中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」と読み替えるものとする。

(18) (14) から (17) により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(19) (略)

(20) 間接補助事業者が(13) から (17) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(23) (削除)

(24) (削除)

(17) (14) から (16) により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(18) (略)

(19) 間接補助事業者が(13) から (15) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の貸付計画等を厚生労働大臣に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。

(24) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)について間接補助金を交付する場合には、都道府県が適当と認める団体に対し、(1) から(6) まで、(8) から(10) まで、及び(23) に掲げる条件並びに、「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。

この場合において、(1) から(3) (5) (8) (9) 及び(23) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4) 中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」と、(9) 中、「(都道府県実施分) 」とあるのは「(団体実施分) 」と、「返還金の 2 分の 1 」とあるのは「返還金及び中止又は廃止する時点における貸付原資等の残余额の 4 分の 3 に相当する額」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(9) 及び(23) 中「都道府県」とあるのは「都道府県が適当と認める団体」と、(10) 中、「未貸付金」とあるのは「未貸付金及び事務の運営費」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(23) 中「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

8～9 （略） （交付決定までの標準的期間） 10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。 （１） （略） （２）（１）以外の場合 厚生労働大臣は、８の（１）及び（２）並びに９による交付申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。 11～15 （略）	8～9 （略） （交付決定までの標準的期間） 10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。 （１） （略） （２）（１）以外の場合 厚生労働大臣は、８の（１）及び（２）並びに９による交付申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。 <u>ただし、介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）については、交付申請書が到達した後、速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うこととする。</u> 11～15 （略）
---	--

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

都道府県
指定都市
中核市

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(單位：円)

	区 分	事 項	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象費額の支出予定額	基準額	選定額	市・指定都市補助基本額	市・指定都市中核市補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所費額	交付決定額	宮城県補助金所費額
			A	B	(A - B) C	D	E	F	G	H	I	J	K	(J - K)
直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	[13]自立支援プログラム策定実施推進事業							/	/				
		[21] <u>調査・社会生活及び教育自立計画立案事業(補助率70%)</u>							/	/				
		計							/	/				
		[21]生活保障法施行要綱既成事例							/	/				
		[41]生活保障強化事業							/	/				
		[51] <u>療育活性化事業</u> <u>(補助率1/2分)(西尾)</u>							/	/				
	地域福祉増進事業	[22]町域社事務所設置位置検証支援事業							/	/				
		計							/	/				
		[23]地域福祉基盤整備事業							/	/				
		地域福祉等発達特別支援事業							/	/				
		- [24]地域福祉促進のための先駆的、試行的事業							/	/				
		- [25]地域福祉活動等活性化する事業							/	/				
		[30]安心生活創設事業							/	/				
		[41]ひきこもり対策推進事業							/	/				
間接補助	地域福祉増進事業	[12]地域生活有 <u>促進</u> 事業							/	/				
		計							/	/				
		[13]中国残障人等地域生活支援事業							/	/				
		小計							/	/				
		[14]自立支援プログラム策定実地推進事業							/	/				
	地域福祉増進事業	[15]地域福祉支援事業							/	/				
		地域福祉等発達特別支援事業							/	/				
		- [16]地域福祉促進のための先駆的、試行的事業							/	/				
		- [17]地域福祉活動等活性化する事業							/	/				
合計	<u>小計</u>								/	/				
	合 計								/	/				

- (注) 1 欄には、F欄とD欄とE欄とを比較していずれの少ない方の欄に記載すること。
 (1) 1から(13)については1欄にはF欄の値、2欄には1欄の値に10を乗るやられる補助率を乗じて得た値を記載すること。また、(14)から(17)については、1欄にはF欄と1欄とを比較して少ない方の欄に記載すること。
 3 「自立支援プログラム策定実施推進事業」及び「生活保護適正化推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含めなことに。
 (7) (15)のA欄から1欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査(地域福祉推進事業分)」に倣って記載すること。
 1 欄に平均未満の数値が填じられた場合は切り捨てること。

(別紙 1-2)(削除)

(別紙 1 - 1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

都道府県
指定都市
中核市名

(單位：円)

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(單位：円)

[illegible]

- (注) 1 F欄には、F欄とI欄とを比較していずれが大きい方の額を記載すること。
 (2) (1)から(10)についてはI欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別添に定めそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)から(13)については、I欄にはF欄とH欄とを比較して少ない額を記載すること。
 3 「立派な環境づくりを進め、実地実施推進事業」及び「生活保護適正実施推進事業」の欄には、市及び福祉事務所に設置する町分庁を含まないこと。
 4 (4)(11)のF欄からI欄は、別添の「セーフティネット支援対策事業費補助金所要額調書(地域福祉増進事業分)」に倣って記載すること。
 5 I欄に千円未満の少数が生じた場合は切り捨てること。

(別紙1 - 2)

平成 23年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書
介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)

都道府県名

1 都道府県総表

(單位:円)

区分種目		対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県補助 基本額	都道府県補助予定 額	国庫補助 基本額	国庫補助 所定額
		A	B	C	D	E	F	
間接補助	介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)							
合計								

- (注) 1 C欄には、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 F欄にはC欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
3 G欄は、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
4 G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中 核 市 名

（単位：円）

区 分 種 目			総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所用額	
			A	B	(A - B)C	D	E	F	G	H	I	J	
直 接 補 助	地域福祉 基盤整備事業	民生委員・児童委員研修事業											
		福祉人材 確保推進事業	福祉人材確保重点事業										
			介護福祉士等 修学資金貸付事業										
		外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業											
		都道府県確保施設等研修事業											
		社会福祉法人指導監督事業											
		社会福祉法人新会計基準研修事業											
		消費生活協同組合指導監督事業											
		災害救助 対策等事業	災害救助対策事業										
			国民保護（救援） 関連対策事業										
		小 計											
		間 接 補 助	地域福祉 支援事業	日常生活自立支援事業									
生活福祉資金 貸付事業	貸付事業推進費（事務費）												
	貸付事業推進費 （業務費（定額分））												
	貸付原資（要保護分）												
	貸付原資（遊基災害分）												
	貸付原資（一般分）												
運営適正化委員会設置運営事業													
小 計													

（記入要領）

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

（１）F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。

（２）I欄は、F欄の額を記入すること。

（３）J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】 「直接補助事業について」の（１）及び（３）は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

（１）I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中 核 市 名

（単位：円）

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所用額		
		A	B	(A - B)C	D	E	F	G	H	I	J		
直接補助 地域福祉推進事業	地域福祉 基盤整備事業	民生委員・児童委員研修事業											
		福祉・介護人材確保緊急支援事業											
		福祉人材 確保推進事業	福祉人材確保重点事業										
			介護福祉士等 修学資金交付事業										
		外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業											
		社会福祉法人指導監督事業											
		社会福祉法人新会計基準研修事業											
		消費生活協同組合指導監督事業											
		災害救助 対策等事業	災害救助対策事業										
			国民保護（救援） 関連対策事業										
		小 計											
		間接補助	地域福祉 支援事業	日常生活自立支援事業									
				生活福祉資金 貸付事業	貸付事業推進費（事務費）								
貸付事業推進費 （事務費（遊技災害分））													
貸付原資（要保護分）													
貸付原資（遊技災害分）													
貸付原資（一般分）													
運営適正化委員会設置運営事業													
小 計													

（記入要領）

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

（１）F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。

（２）I欄は、F欄の額を記入すること。

（３）J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】 「直接補助事業について」の（１）及び（３）は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

（１）I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

3 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
自立支援プログラム 策定実施推進事業 （日常・社会生活及び就労 自立総合支援事業（自立 支援におけるトランポリ ン機能の強化）を除く）	自立支援プログラム 策定実施推進事業 （日常・社会生活及び就労 自立総合支援事業（自立 支援におけるトランポリ ン機能の強化）を除く）	報 酬	
		賃 金	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 用 費	
		需 務 費	
		役 託 料	
		委 用 料	
		使 借 料	
		賃 品 購 入 費	
		備 担 金	
		負 担 金	
	計		
	日常・社会生活及び 就労自立総合支援事業 （自立支援におけるトラン ポリン機能の強化）	報 酬	
		賃 金	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 用 費	
		需 務 費	
		役 託 料	
		委 用 料	
		使 借 料	
		賃 品 購 入 費	
		備 担 金	
負 担 金			
計			
	小 計		

自立支援プログラム 策定実施推進事業 （間接補助分）	自立支援プログラム 策定実施推進事業 （居宅生活移行支援事業）	報 酬	酬 金	
		賃 金	賃 費	
		共 済	済 費	
		旅 用	用 費	
		需 務	務 費	
		役 託	託 料	
		委 用	用 料	
		使 借	借 料	
		賃 品	品 購 入 費	
		備 担	担 金	
		負 計		
	小 計			

3 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
自立支援プログラム 策定実施推進事業	自立支援プログラム 策定実施推進事業	報 酬	
		賃 金	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 用 費	
		需 務 費	
		役 託 料	
		委 用 料	
		使 借 料	
		賃 品 購 入 費	
		負 担 金	
		計	

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務 監査等事業	報 酬 手 当 旅 費	
		計	
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進 支援事業と、業務効率化 事業のうち補助率 1 / 2 分を除く)	報 酬 賃 金 報 償 費 共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	
	生活保護適正化事業 (業務効率化事業 (補助率 1 / 2 分))	報 酬 賃 金 報 償 費 共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	
	町村福祉事務所 設置推進支援事業 (都道府県実施分)	報 償 費 旅 費 需 用 費 使 用 料 賃 借 料	
		計	
	小 計		

(略)

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務 監査等事業	報 酬 手 当 旅 費	
		計	
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置 推進支援事業は除く。)	報 酬 賃 金 報 償 費 共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	
	町村福祉事務所 設置推進支援事業 (都道府県実施分)	報 償 費 旅 費 需 用 費 使 用 料 賃 借 料	
		計	
	小 計		

(略)

(都道府県：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域生活定着促進事業	報 酬	
		給 料	
		職 員 手 当	
		賃 金	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
使用料及び賃借料			
備 品 購 入 費			
計			

(削除)

(略)

(都道府県：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域生活定着支援事業	報 酬	
		給 料	
		職 員 手 当	
		賃 金	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
計			

(都道府県名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）	介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）	-	別添5のとおり

(略)

別添 1

地域福祉増進事業（地域福祉基盤整備事業）

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(注)(省略)

別添 2 ～ 4 （略）

別添 1

地域福祉増進事業（地域福祉基盤整備事業）

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(注1)「福祉・介護人材確保緊急支援事業」については、「事業名」欄を、「企画委員会設置運営事業」、「福祉・介護人材定着支援事業」、「実習受入施設ステップアップ事業」ごとに分けて記入すること。

別添 2 ～ 4 （略）

別添5 - 1

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 計 画	基 本 研 修	開始予定 年 月 日	終了予定 年 月 日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備 考
		合 計			名		
	実 地 研 修						
		合 計			名		

研 修 の 実 施 内 容 等	基 本 研 修	予定講師数	医師： 名 看護師： 名 助産師： 名 保健師： 名 その他： 名 (合計： 名)
		事業内容	
	実 地 研 修	予定講師数	医師： 名 看護師： 名 助産師： 名 保健師： 名 その他： 名 (合計： 名)
		事業内容	

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添5 - 1

介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)

都道府県名

事 業 名	対 象 経 費	
	科 目	金 額
介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)		

別添5-2

事業計画書

都道府県略吸引等研修事業(第一号、第二号研修)

(支出予定額内訳調)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

別添5-2

平成23年度介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)計画書

(1) 総括表

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総事業計画額					
貸付原資 支出予定額					
貸付事務費 支出予定額					
返還見込み額					
翌年度繰越予定額 (- - +)					

- (注) 1 総事業計画額が、翌年度繰越額を上回る場合には新規貸付を停止するよう計画すること。
2 各年度の貸付原資支出予定額は「(2)内訳」の「総計」欄と一致させること。

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 計 画	基本 研修	開始予定 年 月 日	終了予定 年 月 日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備 考
		合 計			名		
	実地 研修						
合 計			名				
研 修 の 実 施 内 容 等	基本 研修	予定講師数	医師： 名 看護師： 名 助産師： 名 保健師： 名 その他： 名 (合計： 名)				
		事業内容					
	実地 研修	予定講師数	医師： 名 看護師： 名 助産師： 名 保健師： 名 その他： 名 (合計： 名)				
		事業内容					

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

(社会福祉士 介護福祉士)

[illegible]

(注) 社会福祉士及び介護福祉士別に作成すること。

別添5 - 4

事業計画書

都道府県路痕吸引等研修事業(第三号研修)

(支出予定額内訳調)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

事業計画書

都道府県略称吸引等研修事業(研修関連事業)

(都道府県名)

1 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

委員会名称			
構成員	所属及び職種	人数	備考(役割等)
事業名称	取組内容	作成成果物等	

(注)複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

2 指導者育成事業

実施主体			
時間数			
使用備品等			
実施内容			
実施回数	回	受講者数	1回あたりの受講者: 名 合計: 名

(注)「実施主体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

3 その他

事業名	
事業目的	
事業計画	

(注)複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

事業計画書

都道府県戦略吸引等研修事業(研修関連事業)
(支出予定額内訳欄)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
1 研修実施委員会関係 ・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
2 指導者育成事業関係		
3 その他の事業関係		
合 計		

(注)「(3)その他の事業」について複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

(別紙2)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市(区)町村別所要額内訳

都道府県名

(単位:円)

区分 種	事業費 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	定額 F	市区町村 補助予定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	既交付 決定額 J	差引国庫 補助金所要額 (I-J)K
市区町村分	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施 推進事業 (2)日食・社会生活及び経済自立 総合支援事業(補助率3/4)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 (4)難民認定化事業 (5)補助率1/2分(県費) (6)町村事務所設置推進支援事業									
	地域福祉増進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業 (8)安心生活創造事業									
	小計										
	間接 補助	(9)自立支援プログラム策定実施推進事業 地域福祉増進事業									
	小計										
	合計										
	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施 推進事業 (2)日食・社会生活及び経済自立 総合支援事業(補助率3/4)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 (4)難民認定化事業 (5)補助率1/2分(県費) (6)町村事務所設置推進支援事業									
	地域福祉増進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業 (8)安心生活創造事業									
市区町村分	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施 推進事業 (2)日食・社会生活及び経済自立 総合支援事業(補助率3/4)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 (4)難民認定化事業 (5)補助率1/2分(県費) (6)町村事務所設置推進支援事業									
	地域福祉増進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業 (8)安心生活創造事業									
	小計										
	間接 補助	(9)自立支援プログラム策定実施推進事業 地域福祉増進事業									
	小計										
	合計										
	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施 推進事業 (2)日食・社会生活及び経済自立 総合支援事業(補助率3/4)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 (4)難民認定化事業 (5)補助率1/2分(県費) (6)町村事務所設置推進支援事業									
	地域福祉増進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業 (8)安心生活創造事業									
市区町村分	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施 推進事業 (2)日食・社会生活及び経済自立 総合支援事業(補助率3/4)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 (4)難民認定化事業 (5)補助率1/2分(県費) (6)町村事務所設置推進支援事業									
	地域福祉増進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業 (8)安心生活創造事業									
	小計										
	間接 補助	(9)自立支援プログラム策定実施推進事業 地域福祉増進事業									
	小計										
	合計										
	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施 推進事業 (2)日食・社会生活及び経済自立 総合支援事業(補助率3/4)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 (4)難民認定化事業 (5)補助率1/2分(県費) (6)町村事務所設置推進支援事業									
	地域福祉増進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業 (8)安心生活創造事業									

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(8)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(9)(10)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

別紙様式5 (略)

別紙様式6 (略)

(別紙2)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市(区)町村別所要額内訳

都道府県名

(単位:円)

区分 種	事業費 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	定額 F	市区町村 補助予定額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	既交付 決定額 J	差引国庫 補助金所要額 (I-J)K
市区町村分	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)地域福祉等推進特別支援事業 (4)安心生活創造事業									
	地域福祉増進事業	(5)中国残留外国人等生活支援事業									
	小計										
	間接 補助	(6)地域福祉等推進特別支援事業									
	小計										
	合計										
	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)地域福祉等推進特別支援事業 (4)安心生活創造事業									
	地域福祉増進事業	(5)中国残留外国人等生活支援事業									
市区町村分	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)地域福祉等推進特別支援事業 (4)安心生活創造事業									
	地域福祉増進事業	(5)中国残留外国人等生活支援事業									
	小計										
	間接 補助	(6)地域福祉等推進特別支援事業									
	小計										
	合計										
	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)地域福祉等推進特別支援事業 (4)安心生活創造事業									
	地域福祉増進事業	(5)中国残留外国人等生活支援事業									
市区町村分	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)地域福祉等推進特別支援事業 (4)安心生活創造事業									
	地域福祉増進事業	(5)中国残留外国人等生活支援事業									
	小計										
	間接 補助	(6)地域福祉等推進特別支援事業									
	小計										
	合計										
	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業	(2)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	生活保護 適正実施推進事業	(3)地域福祉等推進特別支援事業 (4)安心生活創造事業									
	地域福祉増進事業	(5)中国残留外国人等生活支援事業									

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(5)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(6)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

別紙様式5 (略)

別紙様式6 (略)

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

市(区)町村名

(単位:円)

1 市(区)町村分総表

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引国庫補助金所要額
		A	B	(A - B) C	D	E	F	G	H	I	J	(I - J) K
直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業										
		(2)企業・社会生活及び就労自立総合支援事業(補助率3/4)										
	計											
	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業										
		(4)業務効率化事業										
		(補助率1/2分)(再選)										
		(5)町村福祉事務所設置設置推進支援事業										
	計											
	地域福祉増進事業	(6)地域福祉等推進特別支援事業										
		(7)安心生活創造事業										
	計											
(8)中国残留邦人等地域生活支援事業												
間接補助	(9)自立支援プログラム策定実施推進事業											
	地域福祉増進事業	(10)地域福祉等推進特別支援事業										
	合 計											

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(8)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(9)(10)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額をすること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

市(区)町村名

(単位:円)

1 市(区)町村分総表

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引国庫補助金所要額
		A	B	(A - B) C	D	E	F	G	H	I	J	(I - J) K
直接補助	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業											
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業										
		町村福祉事務所設置設置推進支援事業(別掲)										
	計											
	地域福祉増進事業	(3)地域福祉等推進特別支援事業										
		(4)安心生活創造事業										
	計											
	(5)中国残留邦人等地域生活支援事業											
	地域福祉増進事業	(6)地域福祉等推進特別支援事業										
	合 計											

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(5)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(6)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額をすること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

2 所要額算出内訳書			
(市(区)町村名:)			
(単位: 円)			
区 分	種 目	対 象 経 費	金 額
自立支援プログラム 策定実施推進事業 (<u>日常・社会生活及び就労 自立総合支援事業(自立 支援におけるトランポリ ン機能の強化)</u> を除く)	自立支援プログラム 策定実施推進事業 (<u>直接補助分</u>)	報 酬	
		賃 金	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使 用 料	
		賃 借 料	
		備 品 購 入 費	
		負 担 金	
	計		
	日常・社会生活及び 就労自立自立総合支援事業 (<u>自立支援におけるトラン ポリン機能の強化</u>)	報 酬	
		賃 金	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
委 託 料			
使 用 料			
賃 借 料			
備 品 購 入 費			
負 担 金			
計			
小 計			
自立支援プログラム 策定実施推進事業 (<u>間接補助分</u>)	自立支援プログラム 策定実施推進事業 (<u>居宅生活移行支援事業</u>)	報 酬	
		賃 金	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使 用 料	
		賃 借 料	
		備 品 購 入 費	
		負 担 金	
	計		
	小 計		

2 所要額算出内訳書			
(市(区)町村名:)			
(単位: 円)			
区 分	種 目	対 象 経 費	金 額
自立支援プログラム 策定実施推進事業	自立支援プログラム 策定実施推進事業	報 酬	
		賃 金	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使 用 料	
		賃 借 料	
		備 品 購 入 費	
		負 担 金	
	計		

(市(区)町村名：)				(単位：円)			
区 分	種 目	対 象		経 費			
		科 目		金	額		
生活保護適正実施推進事業	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進 支援事業と、業務効率化 事業のうち補助率 1 / 2 分を除く。)	報 酬	金				
		賃 金					
		報 償 費					
		共 済 費					
		旅 費					
		需 用 費					
		役 務 費					
		委 託 料					
		使 用 料					
		賃 借 料					
		備 品 購 入 費					
		負 担 金					
			計				
	生活保護適正化事業 (業務効率化事業 (補助率 1 / 2 分))	報 酬	金				
		賃 金					
		報 償 費					
		共 済 費					
		旅 費					
		需 用 費					
		役 務 費					
		委 託 料					
		使 用 料					
		賃 借 料					
		備 品 購 入 費					
		負 担 金					
			計				
	町村福祉事務所 設置推進支援事業 (町村実施分)	賃 金					
		報 償 費					
		共 済 費					
		旅 費					
		需 用 費					
		委 託 料					
		備 品 購 入 費					
		使 用 料					
		賃 借 料					
		負 担 金					
			計				
			小 計				

(略)
別添 (略)
別紙様式7～10 (略)

(市(区)町村名：)				
		(単位：円)		
区 分	種 目	対 象	経 費	
		科 目	金 額	
生活保護適正実施推進事業	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置 推進支援事業は除く。)	報 酬		
		賃 金		
		報 償 費		
		共 済 費		
		旅 費		
		需 用 費		
		役 務 費		
		委 託 料		
		使 用 料		
		賃 借 料		
		備 品 購 入 費		
		負 担 金		
			計	
	町村福祉事務所 設置推進支援事業 (町村実施分)	賃 金		
		報 償 費		
		共 済 費		
		旅 費		
		需 用 費		
		委 託 料		
		備 品 購 入 費		
		使 用 料		
		賃 借 料		
		負 担 金		
			計	
			小 計	

(略)
別添 (略)
別紙様式7～10 (略)

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

都道府県
指定都市
中核市名

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(単位:円)

区分	区 分 目	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出済額	基準額	選定額	県・指定都市・中核市補助基本額	県・指定都市・中核市補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助交付決定額	国庫補助金受入済額	国庫補助金過不足額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	(L-J)M
直 接 補 助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(4)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(5)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(6)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(7)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(8)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(9)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(10)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(11)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(12)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(13)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(14)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(15)生活保護適正実施推進事業												
間 接 補 助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(4)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(5)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(6)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(7)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(8)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(9)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(10)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(11)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(12)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(13)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(14)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(15)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(16)生活保護適正実施推進事業												

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(15)についてはI欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(14)から(17)については、I欄にはF欄とH欄とを比較して少ない額を記載すること。
3 「自立支援プログラム策定実施推進事業」及び「生活保護適正実施推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含まないこと。
4 (12)(15)のA欄からJ欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書(地域福祉推進事業分)」に照って記載すること。
5 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(別紙1-2)(削除)

(別紙1-1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

都道府県
指定都市
中核市名

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(単位:円)

区分	区 分 目	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出済額	基準額	選定額	県・指定都市・中核市補助基本額	県・指定都市・中核市補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助交付決定額	国庫補助金受入済額	国庫補助金過不足額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	(L-J)M
直 接 補 助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(4)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(5)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(6)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(7)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(8)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(9)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(10)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(11)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(12)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(13)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(14)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(15)生活保護適正実施推進事業												
間 接 補 助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(4)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(5)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(6)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(7)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(8)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(9)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(10)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(11)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(12)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(13)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(14)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(15)生活保護適正実施推進事業												
	生活保護適正実施推進事業	(16)生活保護適正実施推進事業												

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(15)についてはI欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)から(13)については、I欄にはF欄とH欄とを比較して少ない額を記載すること。
3 「自立支援プログラム策定実施推進事業」及び「生活保護適正実施推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含まないこと。
4 (4)(11)のA欄からJ欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書(地域福祉推進事業分)」に照って記載すること。
5 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(別紙1-2)

平成23年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書
介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)

都道府県名

1 都道府県総表

区分	区 分 目	対象経費の支出済額	基準額	選定額	都道府県補助基本額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助交付決定額	国庫補助金受入済額	国庫補助金過不足額
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	(I-G)J
間 接 補 助	介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)										
	合計										

(注) 1 C欄には、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 F欄にはC欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
3 G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市名

(單位：円)

[illegible]

(記入要領)

(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) I 欄は、 F 欄の類を:

2 間接補助事業について（記入要領1の（1）及び（3）は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

別紙 1 - 2 (略)

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市 余

(單位：円)

[illegible]

(記入要領)

1 直接補助事業について

(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

2 間接補助事業について(記入要領1の(1)及び(3)は

別紙 1 - 2 (略)

3 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

ア 自立支援プログラム策定実施推進事業（居宅生活移行支援事業（間接補助分））・

日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（自立支援におけるトランポリン機能の強化）を除く

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

3 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

イ 居宅生活移行支援事業（間接補助分）

都道府県
指定都市 名
中核市

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

ウ 日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（自立支援におけるトランポリン機能の強化）

都道府県
指定都市 名
中核市

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

別紙 1 - 3 (2) ア （略）

別紙 1 - 3 (2) ア （略）

イ 生活保護適正化事業

(都道府県実施の町村福祉事務所設置推進支援事業、業務効率化事業のうち補助率 1 / 2 分は除く。)都道府県
指定都市 名
中 核 市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

イ 生活保護適正化事業 (都道府県実施の町村福祉事務所設置推進支援事業は除く。)

都道府県
指定都市 名
中 核 市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

ウ 生活保護適正化事業（業務効率化事業のうち、補助率 1 / 2 分）

都道府県 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		

エ 生活保護適正化事業（都道府県実施の町村福祉事務所設置推進支援事業）
別紙 1 - 3 (3) ア～エ （略）

ウ 生活保護適正化事業（都道府県実施の町村福祉事務所設置推進支援事業）
別紙 1 - 3 (3) ア～エ （略）

オ ひきこもり対策推進事業

都道府県
指定都市 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
ひきこもり対策 推進事業 (1 か所目) ()			
	計		
ひきこもり対策 推進事業 (2 か所目) ()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙 1 の D (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。

2 ひきこもり地域支援センター 1 か所ごとに、積算すること。

カ 地域生活定着促進事業

都道府県 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
地域生活定着促進 事業 ()			
	計		

(注) 支出済額の合計金額と別紙 1 の D (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。

別紙 1 - 3 (4)(略)
別紙 2 (1) ア～エ (略)

オ ひきこもり対策推進事業

都道府県
指定都市 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
ひきこもり対策 推進事業 (1 か所目) ()			
	計		
ひきこもり対策 推進事業 (2 か所目) ()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙 1 の D (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。

2 ひきこもり地域支援センター 1 か所ごとに、積算すること。

カ 地域生活定着支援事業

都道府県 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
地域生活定着支援 事業 ()			
	計		

(注) 支出済額の合計金額と別紙 1 の D (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。

別紙 1 - 3 (4)(略)
別紙 2 (1) ア～エ (略)

オ ひきこもり対策推進事業実績報告書

都道府県
指定都市 名

事業名	委託先	事業実績

（注）ひきこもり地域支援センター１か所ごとに作成すること。

カ 地域生活定着促進事業実績報告書

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績

オ ひきこもり対策推進事業実績報告書

都道府県
指定都市 名

事業名	委託先	事業実績

（注）ひきこもり地域支援センター１か所ごとに作成すること。

カ 地域生活定着支援事業実績報告書

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績

別紙2(2)

事業実績報告書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 結 果	基 本 研 修	開始年月日	終了年月日	研修事業 実施団体	研修 受講者数	実施場所	備 考
		合 計			名		
	実 地 研 修						
		合 計			名		

研 修 の 実 施 内 容 等	基 本 研 修	講師数	医師： 名 看護師： 名 助産師： 名 保健師： 名 その他： 名 (合計： 名)
		事業内容	
	実 地 研 修	講師数	医師： 名 看護師： 名 助産師： 名 保健師： 名 その他： 名 (合計： 名)
		事業内容	

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施した場合は都道府県名を、委託した場合には委託先の団体名を記入すること。

(2) 介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)

都道府県 名

事業名	補助先	受入年月日	受入額	備考
介護福祉士等 修学資金貸付事業 (団体実施分)				

別紙2(3)

事業実績報告書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)

(支出実績内訳調)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出清額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

事業実績報告書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 結 果	基 本 研 修	開始年月日	終了年月日	研修事業 実施団体	研修 受講者数	実施場所	備 考
		合 計			名		
	実 地 研 修						
		合 計			名		

研 修 の 実 施 内 容 等	基 本 研 修	講師数	医師： 名 看護師： 名 助産師： 名 保健師： 名 その他： 名 (合計： 名)
		事業内容	
	実 地 研 修	講師数	医師： 名 看護師： 名 助産師： 名 保健師： 名 その他： 名 (合計： 名)
		事業内容	

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施した場合は都道府県名を、委託した場合には委託先の団体名を記入すること。

別紙2(5)

事業実績報告書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)

(支出実績内訳額)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出済額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

別紙2(6)

事業実績報告書

都道府県喀痰吸引等研修事業(研修関連事業)

(都道府県名)

1 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

委員会名称			
構成員	所屬及び職種	人数	備考(役割等)
事業名称	取組内容		作成成果物等

(注) 複数の事業を実施した場合には、事業ごとに記載すること。

2 指導者育成事業

実施主体			
時間数			
使用備品等			
実施内容			
実施回数	回	受講者数	1回あたりの受講者：名 合計：名

(注) 「実施主体」欄は、都道府県が直接実施した場合は都道府県名を、委託した場合には委託先の団体名を記入すること。

3 その他

事業名	
事業目的	
事業実績	

(注) 複数の事業を実施した場合には、事業ごとに記載すること。

事業実績報告書

都道府県障害者等研修事業(研修関連事業)
(支出実績内訳)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
1 研修実施委員会関係 ・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
2 指導者育成事業関係		
3 その他の事業関係		
合 計		

(注)「(3)その他の事業」について複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

(別紙3)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市(区)町村別精算額内訳

区分 種 目		都道府県名											(単位:円)	
		総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	測定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 過不足額	(K-I)	
市区町村分	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施 推進事業	A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
		(2)日常生活・社会生活及び経済自立 総合支援事業(補助率5/4)												
		計												
		(3)生活保護適正化事業												
		(4)虐待防止事業 (補助率1/2分)(再掲)												
	生活保護 適正実施推進事業	(5)町村事務所設置推進支援事業												
		計												
		(6)地域福祉等推進特別支援事業												
	地域福祉増進事業	(7)安心生活創造事業												
		計												
間接 補助	(8)中国残障邦人受地域生活支援事業	小 計												
		計												
		(9)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	地域福祉増進事業	(10)地域福祉等推進特別支援事業												
		小 計												
		計												
	合計	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業												
		(12)日常生活・社会生活及び経済自立 総合支援事業(補助率5/4)												
		計												
		(13)生活保護適正化事業												
		(14)虐待防止事業 (補助率1/2分)(再掲)												
合計	生活保護 適正実施推進事業	(15)町村事務所設置推進支援事業												
		計												
		(16)地域福祉等推進特別支援事業												
	地域福祉増進事業	(17)安心生活創造事業												
		計												
		(18)中国残障邦人受地域生活支援事業												
	小 計	計												
		計												
		(19)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	地域福祉増進事業	(20)地域福祉等推進特別支援事業												
		小 計												
		計												
	合 計													

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄と比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(10)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)(12)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別紙様式 11 ~ 12 (略)

(別紙3)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市(区)町村別精算額内訳

区分 種 目		都道府県名											(単位:円)	
		総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	測定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 過不足額	(K-I)	
市区町村分	自立支援プログラム 策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業	A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
		(2)生活保護適正化事業												
		(3)生活保護適正実施推進事業												
		(4)虐待防止事業 (補助率1/2分)(再掲)												
		計												
	生活保護 適正実施推進事業	(5)町村事務所設置推進支援事業												
		計												
		(6)地域福祉等推進特別支援事業												
	地域福祉増進事業	(7)安心生活創造事業												
		計												
間接 補助	(8)中国残障邦人受地域生活支援事業	小 計												
		計												
		(9)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	地域福祉増進事業	(10)地域福祉等推進特別支援事業												
		小 計												
		計												
	合計	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業												
		(12)日常生活・社会生活及び経済自立 総合支援事業(補助率5/4)												
		計												
		(13)生活保護適正化事業												
		(14)虐待防止事業 (補助率1/2分)(再掲)												
合計	生活保護 適正実施推進事業	(15)町村事務所設置推進支援事業												
		計												
		(16)地域福祉等推進特別支援事業												
	地域福祉増進事業	(17)安心生活創造事業												
		計												
		(18)中国残障邦人受地域生活支援事業												
	小 計	計												
		計												
		(19)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	地域福祉増進事業	(20)地域福祉等推進特別支援事業												
		小 計												
		計												
	合 計													

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄と比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(5)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(6)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別紙様式 11 ~ 12 (略)

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

市(区)町村名

(単位:円)

1 市(区)町村分総表

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	国庫補助金 過 不足額
		A	B	(A - B) C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K - I) L
直接 補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業											
		(2)自立・社会生活及び教育自立促進支援事業（補助率1/4）											
		計											
	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業											
		(4)業務効率化事業（補助率1/2分）（再掲）											
		(5)町村福祉事務所設置設置推進支援事業											
		計											
	地域福祉増進事業	(6)地域福祉等推進特別支援事業											
		(7)安心生活創造事業											
		計											
(8)中国残障人等地域生活支援事業													
間接 補助	(9)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	地域福祉増進事業	(10)地域福祉等推進特別支援事業											
	合 計												

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(9)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(9)(10)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること
(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

市(区)町村名

(単位:円)

1 市(区)町村分総表

区 分 目	区 分 目											
	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費の 支出済額 D	基準額 E	選定額 F	市区町村 補助額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	国庫補助金 交付決定額 J	国庫補助金 受入済額 K	国庫補助金 過 不足額 (K - I) L
直 接 補 助	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業											
	生活保護適正 実施推進事業	(2)生活保護適正化事業										
		町村福祉事務所設置										
		設置推進支援事業(別掲)										
	地域福祉 増進事業	計										
		(3)地域福祉等推進特別支援事業										
		(4)安心生活創造事業										
		計										
	(5)中国残障人等地域生活支援事業											
	間 接 補 助	地域福祉 増進事業										
(6)地域福祉等推進特別支援事業												
合 計												

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(5)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(6)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。
(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

2 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

ア 自立支援プログラム策定実施推進事業（居宅生活移行支援事業（間接補助分）・
日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（自立支援におけるトランポリン機能の強化）を除く。）

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

2 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

イ 居宅生活移行支援事業（間接補助分）

市区町村名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
（ ）			
	計		
（ ）			
	計		
（ ）			
	計		
（ ）			
	計		
	合計		

ウ 日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（自立支援におけるトランポリン機能の強化）

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(2) 生活保護適正実施推進事業

ア 生活保護適正化事業

(町村実施分の町村福祉事務所設置推進支援事業、業務効率化事業のうち補助率 1 / 2 分は除く。)

市区町村名 _____

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(2) 生活保護適正実施推進事業

ア 生活保護適正化事業 (町村実施分の町村福祉事務所設置推進支援事業は除く。)

市区町村名 _____

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

イ 生活保護適正化事業（業務効率化事業のうち、補助率1/2分）

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		

ウ 生活保護適正化事業（町村実施分の福祉事務所設置推進支援事業）

町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		

別紙 - 2 (3) (4) (略)

イ 生活保護適正化事業（町村実施分の福祉事務所設置推進支援事業）

町村 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		

別紙 - 2 (3) (4) (略)

--	--